

平成30年度

公の施設の指定管理者監査報告書

(清瀬けやきホール)

清瀬市監査委員

平成30年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の期間

平成31年1月17日から平成31年2月27日まで

第3 監査の対象

1 公の施設

清瀬けやきホール

2 指定管理者

アクティオ株式会社

3 所管部課

教育部生涯学習スポーツ課

第4 監査の範囲

平成29年度公の施設（清瀬けやきホール）の管理及びその出納並びに関連する事務事業の執行状況について

第5 監査の方法

監査にあたっては、平成29年度公の施設である清瀬けやきホールの管理及びその出納並びに関連する事務事業の執行が、法令、条例、協定書及び事業計画書等に適合し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、所管課及び当該指定管理者から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類と照合並びに関係職員から説明を聴取し、その他必要と認める方法により実施した。

第6 指定管理の概要等

1 指定管理者の概要

(1) 名称

アクティオ株式会社

(2) 所在地

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

(3) 代表者

代表取締役 鈴木 悟

2 公の施設の概要

(1) 設置目的

市民の芸術及び文化活動の場を提供するとともに、芸術及び文化の振興並びに市民福祉の増進を図るため。

(2) 名称及び所在地等

- ア 名 称 清瀬けやきホール
- イ 所 在 地 清瀬市元町一丁目6番6号
- ウ 敷地面積 2, 9 1 0 m²
- エ 建物面積 3, 9 7 2 m²
- オ 建物構造 鉄筋コンクリート造、地上4階・地下1階
- カ 施 設 ホール(508名)、楽屋1(4名)、楽屋2(7名)、
(定 員) 楽屋3(22名)、楽屋4(11名)、楽屋5(16名)、
第1会議室(25名)、第2会議室(25名)、
第3会議室(35名)、第4会議室(30名)、
小ホール(60名)、集会室(45名)、セミナーハウス(50名)

3 指定管理状況

(1) 事業目的

清瀬けやきホールの管理運営業務について、地方自治法及び清瀬けやきホール条例の趣旨に基づき、市民の芸術及び文化活動の場を提供するとともに、市民サービスの向上、経費の削減、業務の効率化を図る。

(2) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)

(3) 指定管理料(決算額)

平成29年度 69, 508, 000円

第7 監査の結果

監査の結果、当該指定管理者が実施した平成29年度公の施設の管理及びその出納並びに関連する事務事業の執行については、基本協定書、年度協定書及び事業計画書等に沿って行われており、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。